

国立大学法人富山大学附属病院における宿日直勤務に関する細則

令和4年12月6日制定

令和5年3月22日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間規則」という。）第12条の2第2項、国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「契約職員労働時間規則」という。）第4条の3第2項及び国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「パートタイム職員労働時間規則」という。）第4条の2第2項に基づき、附属病院における宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）に関して、必要な事項を定める。

(宿日直勤務者)

第2条 宿日直勤務者は、労働基準監督署長の許可を得た次の各号の職員とする。

- (1) 診療科に所属する医師免許を有する職員（以下「医師」という。）
- (2) 医療系技術職員のうち医療系技術職の免許を有する職員（以下「医療系技術職員」という。）

(宿日直勤務内容)

第3条 宿日直勤務者の勤務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

2 前条第1号の職員

- (1) 少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診、診察等（軽度の処置を含む。以下同じ。）並びに看護師等に対する指示及び確認を行うこと。
- (2) 外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間において、少数の軽症の外来患者及びかかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診、診察等並びに看護師等に対する指示及び確認を行うこと。

3 前条第2号の職員

電話対応、オンコール担当者の呼び出し、緊急の医療技術業務の処理等必要な患者への初期対応及びその他の緊急時の対応

(勤務時間)

第4条 宿日直勤務の勤務時間は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、労働基準監督署長が許可した開始時刻及び終了時刻が別にある場合はそれに従う。

- (1) 宿直勤務は、17時15分から翌日8時30分までとする。
- (2) 日直勤務は、労働時間規則第7条第1項、契約職員労働時間規則第1条の6第1項及びパートタイム職員労働時間規則第1条の5第1項に定める休日の、8時30分から17時15分までとする。

(回数制限)

第5条 宿直勤務の回数は週1回、日直勤務の回数は月1回を限度とする。

(勤務の命令)

第6条 宿日直勤務は、診療科、中央診療施設及び特殊診療施設の長（以下「勤務命令者」という。）が命ずるものとする。ただし、妊娠中又は出産後1年を経過しない医師及び医療系技術職員（以下「職員」という。）が請求した場合は、宿直勤務を命じないものとする。

2 勤務命令者は、宿日直勤務の割振りを決定し、原則として実施する月の5日前までに職員に通知するものとする。

(勤務の免除)

第7条 勤務命令者は、次の各号の一に該当する者については、宿日直勤務を免除することができる。

(1) 健康診断等により、宿日直勤務に従事することが適当でないと指示又は診断されている者

(2) その他勤務命令者が必要と認めた者

(勤務の交代)

第8条 宿日直勤務を命ぜられた者が、病気その他やむを得ない事情のため、当該宿日直勤務に従事することができない場合は、勤務命令者の承認を得て、他の職員と交代することができる。

(宿日直管理日報)

第9条 宿日直勤務者は、宿日直時間帯における状況を、宿日直管理日報（別紙様式）に記入し、勤務命令者に報告しなければならない。

(非常事態における措置)

第10条 宿日直勤務者は、災害その他非常事態が発生した場合においては、直ちに関係者に連絡し、臨機の措置をとらなければならない。

(宿日直手当)

第11条 宿日直勤務者には、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人富山大学職員給与規則第20条、国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則第4条、国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則第4条、国立大学法人富山大学特命教員等給与規則第3条、国立大学法人富山大学契約職員就業規則第15条、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第19条の5、国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院員医員及び臨床研修医就業規則第15条の定めるところによる。

(その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、宿日直勤務に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

